

狩猟免許試験・狩猟者登録について

狩猟免許試験、狩猟者登録につきましては、
管轄の県民センター環境・保安課 又は 環境政策課県央環境保全室 にお問い合わせください。

県北県民センター環境・保安課

常陸太田市山下町4119 (常陸太田合同庁舎内)
TEL. 0294-80-3355

—管轄区域—

日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、
大子町

県環境政策課 県央環境保全室

水戸市笠原町978-6 (茨城県庁本庁舎内)
TEL. 029-301-3047

—管轄区域—

水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、
茨城町、大洗町、城里町、東海村

県西県民センター環境・保安課

筑西市二木成615 (筑西合同庁舎内)
TEL. 0296-24-9127

—管轄区域—

古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、
桜川市、八千代町、五霞町、境町

県南県民センター環境・保安課

土浦市真鍋5-17-26 (土浦合同庁舎内)
TEL. 029-822-8364

—管轄区域—

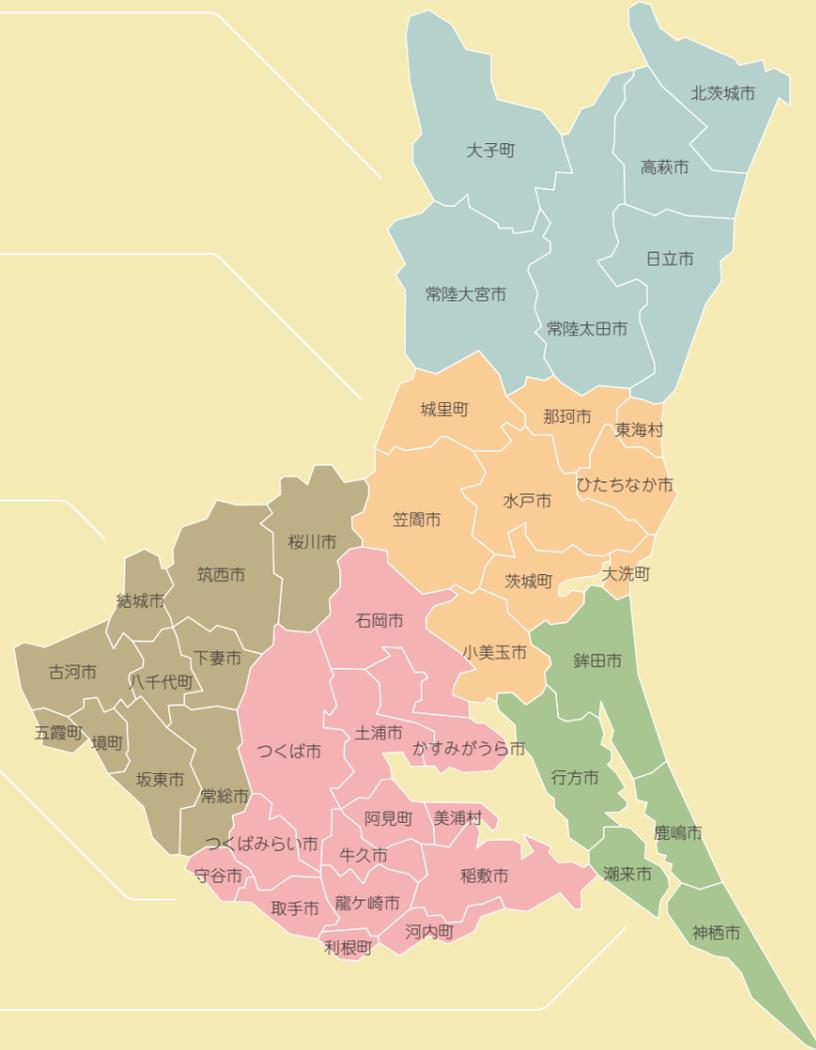
土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、
守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、
阿見町、河内町、利根町、美浦村

鹿行県民センター環境・保安課

鉾田市鉾田1367-3 (鉾田合同庁舎内)
TEL. 0291-33-6057

—管轄区域—

鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市



狩猟
やってみよう



発行：令和5年9月
茨城県県民生活環境部環境政策課
自然・鳥獣保護管理グループ
TEL. 029-301-2946

茨城県環境政策課ホームページでは、
狩猟免許試験等の狩猟に関する情報を
掲載しております。ぜひご覧ください。



いばらき

狩猟の手引き

IBARAKI HUNTING GUIDE



田畑や家を害獣・鳥獣から守りたい方
狩猟に興味がある方

狩猟を始めてみませんか？



茨城県県民生活環境部環境政策課

狩猟の目的と役割



- 1 趣味としての楽しみ**
自然を体感しながらの野生鳥獣との出会い、自らの知恵と技術、また愛犬や猟友とのチームワークで獲物を狩る楽しみ、ジビエ（野生鳥獣の肉）の楽しみなどがあります。
- 2 自然資源の持続的利用**
狩猟は、野生鳥獣を一定の制限の中で捕獲し活用するため、「自然保全」の理にかなったエコロジーな活動です。
- 3 農林水産業被害の防止・予防**
狩猟による鳥獣の捕獲は、個体数のコントロールに役立ち、農林水産業の被害防止に貢献しています。
- 4 外来種による各種被害の防止**
日本在来の鳥獣を捕食する外来種の捕獲は、日本の自然生態系の保全に役立っています。

狩猟を始めるまでの流れ



免許の種類

狩猟をするためには、猟法ごとに都道府県が開催する「狩猟免許試験」に合格して、「狩猟免許」を取得する必要があります。

免許の種類	使用できる猟具
網猟免許	むそう網・はり網・つき網・なげ網
わな猟免許	くくりわな・はこわな・はこおとし・囲いわな
第一種銃猟免許	装薬銃(ライフル銃・散弾銃) ※手続きを行えば空気銃も使用可
第二種銃猟免許	空気銃

狩猟免許試験の内容

狩猟免許試験は、①知識試験、②適性試験、③技能試験の3科目で構成されています。茨城県では例年、笠間市の「茨城県狩猟者研修センター」等で6月、7月、8月、冬期に試験を実施しています。

試験科目	内容
知識試験	法令・猟具・鳥獣の生態・鳥獣の保護管理の知識について三肢択一方式の筆記試験により行われます。 試験時間：90分 / 合格基準：正答率70%以上
適性試験	視力：視力測定を行います。 わな猟・網猟：両眼0.5以上であること等 第一種・第二種銃猟：両眼0.7以上、片眼0.3以上であること等 聴力：10メートル離れた距離で90デシベルの音が聞こえるかを検査します。 運動能力：狩猟を安全に行うことに支障を及ぼす恐れのある四肢又は体幹に支障がないことを検査します。
技能試験	免許の種類に応じ、猟具の取り扱いや架設・鳥獣の判別・距離の目測(網猟、わな猟は除く)を実施します。採点は減点式採点法により行い、合格基準は70%以上の成績です。

* 狩猟免許試験に合格すると、県知事から「狩猟免許状」が交付されます。
* 実際に狩猟を始めるためには、その後「狩猟者登録」が必要になります。

予備講習会の開催

狩猟免許試験日の約1週間前を目安に、一般社団法人茨城県猟友会により、狩猟免許試験受験者を対象とした「狩猟免許試験予備講習会」が開催されています。

受講料：8,000円 (テキスト代込)
※受講は任意です

◆ 講習会当日は、知識試験の講習と技能試験の実技指導を受けることができます。

講習会の詳細や申し込み方法について

【お問い合わせ先】
茨城県猟友会事務局
Tel. 0296-72-7730

ホームページ <https://ibaryo.com/>

狩猟者登録について

実際に狩猟を行うためには、狩猟をしたい都道府県ごとに、狩猟者登録を行います。

狩猟者登録をすると、その都道府県内で「狩猟期間」中に、狩猟を行うことができます。

狩猟者登録をした方には、「狩猟者登録証」、「狩猟者記章」、「鳥獣保護区等位置図(ハンターマップ)」が配布されます。

登録に必要なもの

(茨城県にお住まいの方)

- ・ 狩猟者登録申請書
- ・ 狩猟免許状
- ・ 当該年度の狩猟事故共済保険の証明書等
- ・ 顔写真2枚...申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、縦3cm×横2.4cmのもの
- ・ 狩猟税
- ・ 狩猟者登録手数料

狩猟の際の注意点

狩猟鳥獣

狩猟によって捕獲等が認められている野生鳥獣を「狩猟鳥獣」といいます。狩猟鳥獣は令和5年9月1日現在、次の鳥類26種、獣類20種が定められています。

鳥類 26 種	カワウ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホンハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、ヤマドリ(コジロヤマドリを除く)、キジ、コジュケイ、ヤマシギ、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニューナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス
獣類 20 種	タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン(ツシマテンを除く)、イタチ(オスに限る)、シベリアイタチ、ミンク、アナグマ、アライグマ、ヒグマ、ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ、台湾リス、シマリス、ヌートリア、ユキウサギ、ノウサギ

※ 狩猟では狩猟鳥の卵の採取とひなの捕獲は認められていません。
※ 地域や期間を定めて、捕獲等が禁止・制限されている種類もあります。(ヤマドリの雌及びキジの雌など)

狩猟期間

現在、一般的な狩猟期間は、北海道以外の地域では約3か月間(11月15日～2月15日)、北海道では約4か月間(10月1日～1月31日)です。ただし、地域や鳥獣の種類によっては、期間が延長または短縮されている場合があります。令和5年9月1日現在、茨城県の狩猟期間は次のとおりです。

狩猟鳥獣の種類	狩猟期間
イノシシ、ニホンジカ	11月15日～3月31日 ※ただし、3月16日から3月31日の期間はわな猟のみ可能
上記以外	11月15日～2月15日

銃の所持許可について

銃を行うためには、別途銃砲刀剣類所持等取締法(銃刀法)に基づく銃器の所持許可が必要のため、公安委員会主催の初心者講習会の受講等が必要となります。開催日程など、詳しくは最寄りの警察署にご確認ください。

